

# 北杜市小淵沢町 篠原分館規約

平成20年3月30日改正

北杜市小淵沢町篠原分館規約

## 第1条 (目的)

この分館は、篠原地区の住民の総意と参加によって運営され、豊かな生活を求めて、個人の教養の向上、家庭生活、地域社会の改善と進展に役立つ活動を推進する事を目的とする。

## 第2条 (事業)

この分館は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 個人の教養と生活の向上に役立つ事。
- (2) 家庭生活の改善向上に役立つ事。
- (3) 地域の共同生活の改善向上に役立つ事。
- (4) 地域の諸団体の連絡提携と育成援助に役立つ事。
- (5) その他、目的達成に役立つ事。

## 第3条 (役員)

この分館に次の役員を置く。

分館長1名、副分館長1名、分館主事1名、部長4名、監事2名

## 第4条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 分館長は分館を代表し、分館の管理、事業の企画と実践を総括する。
- (2) 副分館長は分館長を補佐し、分館長事故ある時はその代理をする。
- (3) 分館主事は分館活動の企画、分館運営の事務を処理する。
- (4) 会計係は分館会計の事務を処理する。
- (5) 部長は部事業の計画と実施を総括する。
- (6) 監査委員は分館会計を監査する。

## 第5条 (役員を選出)

この分館の役員を選出は、区役員会の義を経て総会の承認を得て決定する。

## 第6条 (役員任期)

役員任期は2ヶ年(分館長、副分館長)とし、再任を妨げない。

## 第7条 (専門部)

この分館の運営を円滑に行うために、次の専門部を置く。

- (1) 長寿者クラブ (自主運営団体)
- (2) 婦人部
- (3) 文化部
- (4) 青少年育成部 (子供クラブ)
- (5) 体育部
- (6) 福祉部

## 第8条 (専門部の役割)

各専門部の役割分担は次の通りとする。

- (1) 長寿者クラブ ・健康増進、生涯教育に関する事。
- (2) 婦人部 ・一般教養に関する事。婦人の地位向上に関する事。
- (3) 文化部 ・一般教養に関する事、文化活動に関する事。
- (4) 青少年育成部 ・青少年健全育成活動、家庭教育の振興に関する事。  
(子供クラブ)
- (5) 体育部 ・社会体育に関する事、レクリエーションに関する事。
- (6) 福祉部 ・保健衛生、福祉活動に関する事。

## 第9条 (専門部役員の構成)

専門部役員の構成並びに選出は次の通りとする。

- (1) 各部員は地域内の組より1名ずつ選出した者、また分館長の推薦する者をもって構成する。
- (2) 部長、副部長は、部員の互選により、分館長が推薦するものとする。

## 第10条 (分館運営委員会の構成)

分館運営委員会は、第5条で選出された役員をもって構成する。

## 第11条 (分館の組分け)

分館事業の円滑をはかるために、地域内を5組に分ける。

## 第12条 (会議)

この分館の会議は、総会・運営委員会・部会とする。

## 第13条 (会議の役割)

総会は、年1回分館長が召集し、次の事項を審議決定する。但し必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

- (1) 分館規約、管理規定の制定と改正に関する事。
- (2) 役員を選出に関する事。
- (3) 事業計画並びに予算、決算に関する事。
- (4) その他分館の管理運営の重要事項について。

第14条 分館運営委員会は分館長が召集し、分館事業の運営を協議し、また各専門部事業の調整をはかる。

第15条 各専門部会は、部長が召集し、部事業の計画と実施、運営について協議し事業の実施に当たる。

第16条 総会は、分館地域内の各世帯の代表者の過半数（委任状含む）以上の出席により成立し、議決はその過半数の賛成により決定する。

第17条 分館の利用者は、公共心をもって利用するものとする。  
施設、設備の利用管理については、別に定める規定による。

第18条 (会 計)

この分館の経費は、負担金・補助金・その他収益金をもってあてる。

第19条 この分館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

## 附則

この規約は昭和59年1月1日より施行する。

平成 9年 1月22日	一部改正	通常総会にて承認
平成13年12月23日	一部改正	通常総会にて承認
平成18年 3月26日	一部改正	通常総会にて承認
平成18年 6月11日	一部改正	通常総会にて承認
平成19年 4月 1日	一部改正	通常総会にて承認
平成20年 3月30日	一部改正	通常総会にて承認